

令和7年度佐川町奨学生募集案内

町では、優良な学生・生徒で経済的理由のため就学が困難な者に学資を貸し付けし、社会に貢献できる人材を育成することを目的として、奨学生を募集します。

1 出願資格

- ① 入学の前に佐川町の住民であって、かつ本町に3年以上居住した学生・生徒で、学力優秀、心身ともに健全で経済的理由により学資の支払いが困難であると認められる者
- ② 申請者の両親の所得合計が600万円未満であること

2 貸付期間

令和7年4月から在学する学校の最短修業年限の終期迄

3 願書の配布・受付期間

令和7年3月14日（金）～令和7年4月11日（金）まで
午前8時30分～午後5時15分（土、日曜日、祝日を除く）
※平日の昼休み時間帯に提出の場合は事前に電話連絡をお願いします。
※年度途中で家計が急変した方は受付期間後も随時受付します。

4 出願書類の配布場所

佐川町役場会計課窓口、佐川町総合文化センター（教育委員会）、ふれあいセンター遊学館事務所、健康福祉センターかわせみ

☎ 佐川町教育委員会学校教育係 電話 22-1110

※詳細は佐川町ホームページ又は上記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

「第71回文化財防火デー」消火訓練を実施しました！

1月27日（月）、町指定有形文化財、尾川地区の「古畑観音堂（本殿）」にて、高吾北消防署・佐川町消防団尾川分団の協力のもと、観音堂付近からの出火を想定し、「第71回文化財防火デー」防水訓練及び消化訓練を実施しました。

当日は、地元住民の方約10名が参加され、佐川町の文化財保護に関心を持つ機会につながることができました。



【消火訓練を行う住民の方々】



【高吾北消防署による消火器取扱い指導】



【佐川町消防団黒岩分団による放水訓練】



「口座振替不能通知」廃止のお知らせ

佐川町の各種税及び使用料等の口座引き落としをご利用で、資金不足等の理由により預金口座から引き落としができなかった場合に送付しておりました「口座振替不能通知」を経費削減と事務効率化のため、廃止いたします。

つきましては、今後、口座引き落としができなかった場合には、督促状を発送することとなり、手数料が加算される場合がありますので、引落日までに口座残高の確認をお願いいたします。

なお、ご不明な点は各料金等の担当までご連絡ください。

口座振替不能通知の発送 令和7年3月まで（2月末までに納期が到来するもの）

☎ 建設課 水道係 電話 22-7713

軽自動車等に関する廃車手続きについて

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者等に課税されます。軽自動車税は月割課税がありませんので、4月2日以降に廃車や譲渡の手続きをしても、4月1日現在の所有者等にその年度分の税金は全額納めていただくことになります。

次のような場合で、まだ届出をしてない方は早めに所定の場所で手続きをしてください。

1. 解体及び廃棄による廃車をした場合
2. 盗難や損壊により使用不能になった場合
3. 人に譲った又は譲られて取得した場合
4. 町外に転出した場合
5. その他異動が認められる場合

○役場での手続きに関する注意事項○

- ・パンクや車体の一部（ランプ等）破損などの軽微な故障や、使用していない等の理由では廃車手続きすることはできません。
- ・車両のナンバープレート、申請者の本人確認できるもの（免許証等）が必要です。代理で申請される場合は、所有者の情報（住所、氏名、生年月日等）もお持ちください。
- ・軽二輪・小型二輪が県外で廃車・住所変更・名義変更となった場合は、役場住民課までご連絡ください。税止めの手続きをご案内させていただきます。
- ・盗難による廃車は警察署の受理番号が必要となりますので、盗難届を出した際に証明書等（メモでも可）を貰ってください。

車種別の届出・問い合わせ先

車 種	届 出 先
原動機付自転車（50～125cc） 小型特殊自動車（農耕用・その他）	役場住民課 資産税係 0889-22-7704
軽自動車（四輪乗用・貨物）	高知県軽自動車検査協会 050-3816-3125
軽二輪（126～250cc） 小型二輪（251cc～）	四国運輸局高知運輸支局 050-5540-2077

農業委員会からのお知らせ

農地の貸し借りは、法律に基づき手続きをしましょう！

受け継いだ農地、耕作している農地で、こんな農地はありませんか？

- ◎昔から口約束だけで、貸して（借りて）いる農地
 - ◎親戚・知人という信頼だけで、貸して（借りて）いる農地
 - ◎面倒なので、手続きなしで貸して（借りて）いる農地 など
- 法律に基づいた手続きをせずに貸し借りをしている農地（ヤミ小作）



ヤミ小作を続けるとどうなるの？

農地を貸している方

- ・相続が発生した際、誰に貸しているか分からなくなることがあります。
- ・農地を返してもらいたい時に借り手に応じてもらえず、返してもらえなくなることがあります。

農地を借りている方

- ・相続が発生した際、誰から借りているか分からなくなることがあります。
- ・突然、農地を返してほしいと言われることがあります。
- ・補助事業や、各種制度の活用、申請に支障が生じることがあります。



口約束だけで農地の貸し借りはダメなの？

口約束だけで農地の貸し借りはできません！

農地の貸し借りをする場合は、農地法の制約を受けます。

農地法では、「許可を受けないでした行為は、その効果を生じない」と規定されていますので、農地の貸し借りをする場合には、市町村や農業委員会を通して書面により契約手続きをする必要があります。

契約手続きをしないまま、口約束だけで貸し借りをしている場合は、トラブルのもとになることがあります。

現行の相対による利用権設定での手続きを希望される方は、最終受付が3月10日（月）までとなっていますので、お急ぎください。



農地を相続された方へお願い！

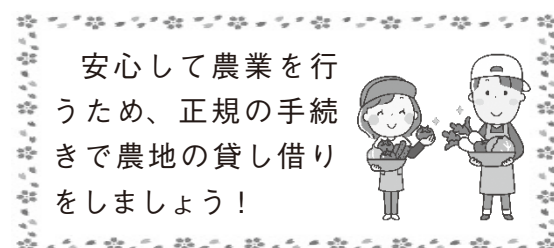
令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。農地の貸借等を円滑に進めるためにも必ず相続登記を行ってください！

また、農地の相続登記をされた場合は、遅滞なく、農業委員会へ届出を必ず提出してください。



注意

4月から申請締切日が変わります！
毎月10日締め（土日祝日は翌平日）
↓ ↓ ↓
毎月5日締め（土日祝日は翌平日）



安心して農業を行うため、正規の手続きで農地の貸し借りをしましょう！

問 農業委員会 電話 22-7710

～議会中継はじまります～

佐川町議会では、住民の皆様が開かれた議会を目指す取り組みとして、令和7年3月7日（金）開催予定の3月定例会より、議会中継を行います。

インターネット環境のあるパソコン・スマートフォンがあればどなたでも視聴することができます。また、議会当日は庁舎1階ロビーにモニターを設置し、中継映像を配信いたします。

議会中継を見逃した場合でも、後日録画配信を行いますので、この機会に是非ご覧ください。

3月定例会の詳しい日程につきましては、佐川町公式ホームページに掲載されます、佐川町議会のページからご確認ください。

問 議会事務局 電話 22-7702

高知県立高知城歴史博物館

企画展「高知の地震災害史～紡がれた記憶と記録～」

江戸時代以降に発生した南海トラフ地震を中心に、多様な資料から過去の被害や復興に向けた人々の営みを振り返ります。

開催期間：3月20日（木・祝）～5月25日（日）

観覧料：700円 ※4月1日（火）～は800円

高校生以下無料、高知県・高知市長寿手帳をお持ちの方無料



開館8周年「城博の日」

2日間は入館無料！！

立山神社（香南市）の棒術・獅子舞の実演披露、土佐中村一條太鼓や高知交響楽団アンサンブルユニットによるコンサート、記念講座、学芸員による展示解説、子ども向け博物館探検、山内家墓所の特別公開等のほか、オリジナルグッズのプレゼント（先着）もあります。

開催日：3月8日（土）、9日（日）

行事の詳細は博物館のホームページをご覧ください

※一部の行事は事前申込制です



外国人の方向けの日本文化体験講座～和紙作り（紙漉体験）～

開催日：3月15日（土）14時～16時

会場：いの町紙の博物館

定員：15名

参加費：800円

申込方法：「jce.kjrh@gmail.com」へ住所・氏名・電話番号をお知らせください

問：高知県立高知城歴史博物館 電話 088-871-1600 / FAX 088-871-1619

60年で加入企業110万社以上の実績！

退職金は、国がサポートする **中退共制度** をご活用ください。

安心

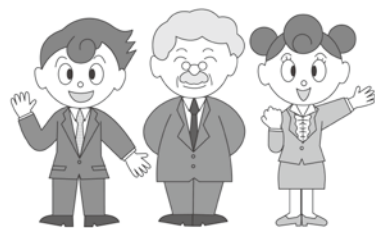
確実な退職金支払
安心の資産運用

簡単

外部積立型で管理が簡単
退職金試算額もお知らせ

有利

掛金は全額非課税
掛金の一部を国が助成



従業員の働く意欲の向上に！



詳しくはホームページ
をご覧ください。

事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も、一定の要件を満たしていれば加入できます。



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211



毎月第2日曜日は、さかわ家族防災会議の日

今月のテーマ **情報収集手段を確認しよう！**

災害時、町では防災行政無線をはじめ、メール配信サービスなどの手段で情報を提供します。テレビ、ラジオなどからの情報も含め、少しでも早く正確な最新情報を得られるようにしておきましょう。

問 総務課 危機管理対策室 電話22-7700 防災行政無線確認ダイヤル 0120-331-259

広告

あなたらしい生活を応援します♡
株式会社
ケアセンターさかわ

- **居宅介護支援（ケアマネジャー）**
管理者：徳弘 和義 主任：尾崎 俊一郎
山下 美智、豊田 薫、岡林 眞理
梅原 艶、中平 綾、岡林 利美
- **訪問介護・訪問入浴介護（ホームヘルパー）**
管理者：山本 君子 主任：片岡 佐与
他 ホームヘルパー 26名



ご相談ください。
0889-22-0622

ケアセンターさかわ総勢36名で丁寧な対応を心がけ、皆さんの生活を支援させていただきます。介護の不安等ある方はご相談ください。

木造住宅の耐震化について

問 建設課 技術監理係 電話 22-7712

近い将来発生が想定されている南海トラフ地震では、建物の倒壊による大規模な被害が発生すると予想されております。特に昭和56年5月31日以前の「旧耐震基準」で建築された建物は、倒壊の危険性が高いと言われており、地震による既存住宅の倒壊被害を軽減するため、「旧耐震基準」で建築された木造住宅に対して、耐震化に係る「診断」・「設計」・「改修」の補助を行っております。また、木造住宅の耐震化事業の他にもブロック塀や瓦屋根に関する地震対策の補助制度があります。自分や大切な家族の命を守るため、今後起こりうる地震に備え、お住まいの耐震化をご検討ください。

なお、各種制度には一定の要件がありますので、ご不明なことがありましたら事前にお問い合わせください。

木造住宅の耐震化への補助

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震化を行う方に対し、費用の一部を補助します。

1. 耐震診断：無料
2. 耐震設計：255,000円（上限）
3. 耐震改修：1,300,000円（上限）

瓦屋根の耐震・耐風対策への補助

強風や地震による住宅の瓦屋根の被害軽減を図るため、既存住宅の瓦屋根診断及び建築基準に適合する瓦屋根改修に対する費用の一部を補助します。

1. 瓦屋根診断：21,000円（上限） ※診断費の3分の2を補助
2. 瓦屋根改修：552,000円（上限） ※改修費の23%を補助

ブロック塀等の地震対策への補助

避難路に面しているブロック塀などの地震対策（撤去や安全な塀への改修）を行う方に対して、工事費の一部を補助します。

補助額：205,000円（上限）

まずは耐震診断を！！

地震への備えの第1歩は「耐震診断」です。「無料」でできる耐震診断をお申し込みください。※今年度の耐震診断の受付は終了いたしました。令和7年度の受付開始は令和7年4月1日からとなりますので予めご了承ください。



①佐川町耐震ポータルサイト



②佐川町瓦屋根耐震・耐風対策支援事業